

関西福祉大学 学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第1条 関西福祉大学（以下「本学」という。）は、金光教の教義に基づく建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性を備えた社会に貢献しうる有能な人材を養成し、保健・医療・福祉・教育に関する理論的、実践的研究を進め、学術、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、自己点検・評価を行うものとする。

2 自己点検・評価等に関する必要な事項は、別に定める。

第2節 組 織

(学部及び学科)

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

社会福祉学部
社会福祉学科
看護学部
看護学科
教育学部
児童教育学科
保健教育学科

2 各学部・学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
社会福祉学部	社会福祉学科	100名	3名	406名
看護学部	看護学科	85名	2名	344名
教育学部	児童教育学科	80名		320名
	保健教育学科	80名		320名

3 学部の教育研究上の目的を次のとおり定める。

社会福祉学部	人間の尊厳を大切にする『福祉の心』を基盤とする豊かな教養と、社会福祉の価値・知識・技術を身につけ、広い視野から福祉社会の発展に大きく貢献できる人材を育成する。
看護学部	生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を培うとともに、その人がその人らしく生きられるようなヒューマンケアを提供し、保健・医療・福祉を総合的に捉え、社会の多様なニーズに対応し、地域社会および国際社会に貢献しうる質の高い実践能力のある看護専門職者を育成する。
教育学部	人の生涯にわたる発達を見据えつつ、人が社会の中で育ち、他者の影響を受けながら自己形成していくことや社会の望ましい在り方について、教育・保育に携わる立場から真摯に考え、課題解決のために行動できる確かな実践力を持った教員・保育者を育成する。

(附属図書館)

第4条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館の組織と運営に関する必要な事項は、別に定める。

(附属地域センター)

第5条 本学に附属地域センターを置く。

2 附属地域センターの組織と運営に関する必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 本学に事務局を置く。

2 事務局の組織と運営に関する必要な事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員組織)

第7条 本学に、学長、学部長、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な教職員を置く。

2 本学に副学長、副学部長、副研究科長、学科長、副学科長を置くことができる。

(学長)

第7条の2 学長は、別に定める寄附行為施行細則第2条により理事会において選任し、理事長が任命する。

2 学長は、本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第7条の3 副学長は、別に定める寄附行為施行細則第2条により、理事会において選任し、理事長が任命する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(研究科長及び副研究科長)

第7条の4 研究科長及び副研究科長については、別に定める関西福祉大学大学院学則によるものとする。

2 削除

(学部長)

第7条の5 学部長は、教授のうちから、学長の推薦に基づき、寄附行為施行細則第2条により、理事会において選任し、理事長が任命する。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

(副学部長)

第7条の6 学部に副学部長を置くことができる。

2 副学部長は、教授及び准教授のうちから、学長の推薦に基づき、理事長が任命する。

3 副学部長は、学部長を補佐する。

(学科長)

第7条の6の2 学部に配置する学科に学科長を置くことができる。

- 2 学科長は、教授及び准教授のうちから、学長の推薦に基づき、理事長が任命する。
- 3 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

(副学科長)

第7条の6の3 学部に配置する学科に副学科長を置くことができる。

- 2 副学科長は、教授及び准教授のうちから、学長の推薦に基づき、理事長が任命する。
- 3 副学科長は、学科長を補佐する。

(教員の職務)

第7条の7 教授は、専攻分野について教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

- 2 准教授は、専攻分野について教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 3 専任講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 4 助教は、専攻分野について教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 5 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(主任教授)

第7条の8 学部に主任教授を置くことができる。

- 2 主任教授は、教授のうちから、学長の推薦により理事長が任命する。
- 3 主任教授は、学長の命により所管業務を掌理する。

(附属図書館長)

第7条の9 附属図書館に図書館長を置く。

- 2 図書館長は、教授のうちから、学長の推薦により理事長が任命する。
- 3 図書館長は、所管業務を掌理する。

(附属地域センター長)

第7条の10 附属地域センターに地域センター長を置く。

- 2 地域センター長は、教授のうちから、学長の推薦により理事長が任命する。
- 3 地域センター長は、所管業務を掌理する。

(事務局長)

第7条の11 事務局長は、事務局の事務を統括管理する。

- 2 事務局長の任期は2年とし、再任できることとする。

(事務局次長)

第7条の12 事務局に事務局次長を置くことができる。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐する。

3 事務局次長の任期は2年とし、再任できることとする。

(教授会)

第8条 本学に教授会を置く。

1の2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

1の3 前項に定めるもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

2 教授会に関する規則は、別に定める。

第4節 学年、学期、休業日

(学年)

第9条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 創立記念日 5月17日
 - (4) 春期・夏期・冬期休業日 別に定める学年暦による。
- 2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 通 則

第1節 修業年限及び在学年数

(修業年限)

第12条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年数)

第13条 在学年数は、8年を超えることはできない。ただし、第19条第1項の規定により入学した学生は、同条第5項により定められた修業すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第2節 入 学

(入学時期)

第 14 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び編入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 15 条 本学に入学することができる者は、学校教育法その他の関係法令等の定めた入学資格に該当する者とする。

2 前項に定めるもののほか、入学資格に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の出願)

第 16 条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、所定の入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて提出しなければならない。

(入学の選考)

第 17 条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 18 条 前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに必要書類の提出及び入学金を納付する等の入学手続きを行わなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 削除

(編入学・再入学)

第 19 条 学長は、本学への編入学又は再入学を志願する者があるときは、編入学にあつては、学則第 3 条第 2 項の規定に基づき、また、再入学にあつては欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 編入学の入学資格に関し必要な事項は、別に定める。

3 削除

4 本学に再入学することができる者は、本学を退学した者で再び入学を志願する者とする。

5 第 1 項の規定により入学を許可された者についての規程は、別に定める。

第 3 節 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第 20 条 各授業科目の科目区分別は、次のとおりとする。

学部 学科	科目区分
社会福祉学部	教養科目、専門科目、資格科目
看護学部	一般教養、看護実践の基盤、看護の発展、自由科目、教職科目
教育学部 児童教育学科	教養科目、専門基礎科目、専門科目、実習演習科目
教育学部 保健教育学科	教養科目、専門基礎科目、専門科目、演習科目、自由科目

2 授業科目を前項の科目区分別に各学部において適切に分類して配置する。科目の分類、配置及び科目区分ごとの単位数については、各学部履修規定に定める。

(必修科目、選択科目、自由科目)

第 21 条 授業科目を卒業要件上、次のとおり分ける。

- (1) 必修科目…必ず履修しなければならない科目
- (2) 選択科目…指定された科目の中から、所定の科目数又は単位数により選択し、履修しなければならない科目
- (3) 自由科目…その単位を修得しても卒業に必要な単位数には算入されない科目

(単位の計算方法)

第 22 条 各授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(1 年間の授業期間)

第 23 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うことを原則とする。ただし、教育上、特に必要があると認めるときは、これより短い指定の期間において授業を行う。

(単位の認定)

第 24 条 学長は、授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(履修登録)

第 25 条 学生は履修しようとする授業科目について学期始めの指定期日までに履修登録届を教務課に提出しなければならない。

- 2 履修登録を行わなかった授業科目について、単位認定の対象としない。
- 3 その他履修方法等に関する必要な事項は、別に定める。

(試 験)

第 26 条 本学で行う試験は次のとおりとする。

- (1) 定期試験
- (2) 追試験
- (3) 再試験

(定期試験)

第 27 条 定期試験は、学期末にその履修した授業科目について筆記、口述、論文等の方法で行う。

- 2 前項の試験は、その授業のある学期中に随時行う考査等をもって代えることができる。
- 3 その他定期試験及び追試験、再試験について必要な事項は、別に定める。

(受験資格の失格)

第 28 条 次の各号の一に該当する場合は、その授業科目について試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目をその学期において履修登録していないとき、その授業科目
- (2) 定められた期日までに授業料の学納金を完納していないとき、全授業科目

2 試験を受けようとする授業科目の出席回数・時間数等の基準を満たしていない場合は、その授業科目について、試験を受けられないことがある。その基準は、別に定める。

(再履修)

第 29 条 学生は、不合格となった授業科目の単位を修得するために、その科目を翌年度以降に再履修することができる。

(他の大学又は短期大学における履修)

第 30 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、6 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学等に留学する場合にも準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 31 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 32 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等（外国の大学等も含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、前条第 1 項に規定する場合にも準用する。

3 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位は、編入学・再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 60 単位を超えないものとする。

(遠隔授業)

第 32 条の 2 学長は、多様なメディアを高度に利用して行う授業を、教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項により修得することができる単位数は、60 単位を超えないものとする。

(成績の評価・報告)

第 33 条 成績の評価は、S・A・B・C・D・Xとし、S・A・B・Cを合格とする。

2 成績の評価は 100 点満点とし、次の基準によるものとする。

- (1) S 100 点～90 点
- (2) A 89 点～80 点
- (3) B 79 点～70 点
- (4) C 69 点～60 点
- (5) D 60 点未満
- (6) X 評価無し

3 成績の報告については、各期通知する。

第4節 休学、復学、転学、転学部、転学科、留学、退学、除籍及び復籍

(休学)

第34条 疾病その他の理由により、引き続き3ヶ月以上修学することができない者は、休学願に医師の診断書、又は理由を証明する書類を添え、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間・復学)

第35条 休学期間は引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、更に1年以内に限り、学長が休学期間の延長を許可することができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第13条の在学年数に算入しない。

4 休学期間中にその理由がなくなった場合は、復学の許可を願い出ることができる。

5 復学の時期は、学期の始めとする。

(転学・転学部・転学科)

第36条 他の大学への転学を志願しようとする者は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 転学部又は転学科を志願しようとする者は、学長に願い出て許可を受けなければならない。必要な事項は別に定める。

(留学)

第37条 外国の大学に留学を志願する者は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第13条に定める在学年数に含める。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍することができる。

(1) 第13条に定める年数を在学してもなお卒業できない者

(2) 第35条第2項に定める休学期間を超えてもなお復学できない者

(3) 死亡した者または長期にわたり行方不明の者

(4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(5) その他上記に準ずる者

2 前項第4号により、除籍された者が復籍を願い出る場合は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第5節 卒業、資格等

(卒業等)

第40条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、次の各号の単位と要件を満たさなければならない。

(1) 社会福祉学部社会福祉学科

資格科目を除き、124単位を修得し、社会福祉学部履修規程に定める所定の要件。

(2) 看護学部看護学科

教職科目、自由科目を除き、125単位を修得し、看護学部履修規定に定める所定の要件。

(3) 教育学部児童教育学科

124単位を修得し、教育学部履修規程に定める所定の要件。

(4) 教育学部保健教育学科

自由科目を除き、124単位を修得し、教育学部履修規程に定める所定の要件。

(学 位)

第41条 学長は、本学を卒業した者に、次の学位を授与する。

(1) 社会福祉学部 学士(社会福祉学)

(2) 看護学部 学士(看護学)

(3) 教育学部 学士(教育学)

(社会福祉学部における資格)

第42条 社会福祉学部で取得できる資格等は、社会福祉士国家試験受験資格及び精神保健福祉士国家試験受験資格とし、取得に当たっては、次の各項に定める所定の要件を満たさなければならない。

2 社会福祉士の受験資格(社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号)の取得は、第40条に規定する卒業の要件を充足し、社会福祉学部履修規程に掲げる厚生労働大臣の定めた社会福祉に関する指定科目の単位を修得しなければならない。

3 精神保健福祉士の受験資格(精神保健福祉士法第7条第1号)の取得は、第40条に規定する卒業の要件を充足し、社会福祉学部履修規程に掲げる厚生労働大臣の定めた精神障害者の保健及び福祉に関する指定科目の単位を修得しなければならない。資格科目の受講料等は、表Ⅲに定める。

4 削除

5 削除

(看護学部における資格)

第43条 看護学部で取得できる資格等は看護師国家試験受験資格、保健師国家試験受験資格、助産師国家試験受験資格、養護教諭一種免許状とし、第2項から第4項に定める所定の要件を満たさなければならない。

2 看護師国家試験の受験資格の取得は、卒業の要件を充足し、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1項第3号の教育の内容に相当するものとして本学が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

3 保健師国家試験の受験資格の取得は、卒業の要件を充足し、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第2条第3号の教育の内容に相当するものとして本学が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

3の2 助産師国家試験の受験資格の取得は、卒業の要件を充足し、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条第3号の教育の内容に相当するものとして本学が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

4 養護教諭一種免許状の取得は、卒業の要件を充足し、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。養護教諭一種免許状の取得に必要な科目の一部は教職科目として開設し、卒業要件には含まないものとする。また教職科目の受講料等は、表Ⅲに定める。

(教育学部における資格)

第 43 条の 2 教育学部児童教育学科で取得できる資格等は、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格とし、第 2 項から第 3 項に定める所定の要件を満たさなければならない。

2 小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状の取得は、卒業の要件を充足し、教育職員免許法及び同施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

3 保育士資格の取得は卒業要件を充足し、児童福祉法施行規則第 6 条に定める所要の単位を修得しなければならない。

第 43 条の 3 教育学部保健教育学科で取得できる資格等は、中学校教諭一種免許状 (保健体育)、高等学校教諭一種免許状 (保健体育)、養護教諭一種免許状とし、第 2 項に定める所定の要件を満たさなければならない。

2 中学校教諭一種免許状 (保健体育)、高等学校教諭一種免許状 (保健体育)、養護教諭一種免許状の取得は、卒業の要件を充足し、教育職員免許法及び同施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

第 6 節 賞 罰

(表 彰)

第 44 条 学生として表彰に値する行為があった者に対しては、学長が表彰することができる

(懲 戒)

第 45 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の停学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

4 懲戒処分を受けた者で、謹慎、悔悟の実が認められた場合は、学長がその処分を軽減又は免除することができる。

第 7 節 研究生・科目等履修生・聴講生及び外国人特別学生

(研 究 生)

第 46 条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(科 目 等 履 修 生)

第 47 条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴 講 生)

第 48 条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第 49 条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人特別学生として入学を許可することがある。

2 外国人特別学生に関する必要な事項は、別に定める。

第 8 節 入学検定料、入学金及び学費

(入学検定料、入学金及び学費)

第 50 条 入学検定料、入学金及び学費の額は、表 I に定める。

2 学費とは、授業料、教育充実費をいう。

3 前項に定めるもの以外に、その他納入金を徴収することがある。

(入学検定料)

第 51 条 本学に入学を志願する者は、入学検定料を所定の期日までに納入しなければならない。

(入 学 金)

第 52 条 本学に入学する者は、入学金を所定の期日までに納入しなければならない。

(学費の納期)

第 53 条 学費は年額又はその 2 分の 1 ずつを、所定の期日までに納入しなければならない。

(再入学・復学及び除籍の場合の学費)

第 54 条 本学に再入学する者は、再入学科及び当該許可年度の学費を納入しなければならない。

2 復学する者は、復学する期の学費を納入しなければならない。

3 復籍する者は、復籍料及び当該年次の学費を復籍の許可時に納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の学費)

第 55 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの期までの学費を納入しなければならない。

(退学及び停学の場合の学費)

第 56 条 前期又は後期の途中で退学し、第 39 条第 1 項第 3 号以外の事由により除籍された者の当該期の学費は徴収する。

2 停学期間中の学費は徴収する。

(休学、留学の場合の学費)

第 57 条 休学、留学期間中の学費は減額することができる。

2 学費の減免に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生・科目等履修生・聴講生及び外国人特別学生の学費等)

第 58 条 研究生・科目等履修生・聴講生の入学金、検定料、学費の額は、表 II に定める。なお、外国人特別学生の学費の額は、表 I に準じる。ただし、学長が認めた場合は、科目等履修生・聴講生の

学費を減額することができる。

(学費の免除及び徴収猶予)

第 59 条 特別の理由があると認められる者については、学費の全部もしくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 学費の免除及び徴収の猶予に関する必要な事項は、別に定める。

(納入した学費等)

第 60 条 納入した学費等は、還付しない。

第 9 節 学生規程

(学生規程)

第 61 条 本学の学生が守らなければならない規程は、別に定める。

第 10 節 公開講座

(公開講座)

第 62 条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設ける。

第 11 節 学則改定

第 62 条の 2 削除

(改 廃)

第 63 条 学則の改廃は、理事会が行う。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 12 年度入学以前の学生は従前の例により、変更する場合は別に定める。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 15 年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 16 年度以前に入学した学生については

従前の例による。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 17 年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 18 年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 19 年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 20 年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 21 年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 22 年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 23 年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。但し、平成 25 年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 26 年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。但し、平成 27 年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 27 年度以前に入学した学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 28 年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 33 条の規定は、平成 30 年度入学生から適用し、平成 29 年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 30 (2018) 年度以前に入学した学生については、なお従前の例によることとするが、表Ⅲ中「教員免許（「中・高（保健体育）」・「養

護教諭」の両免許を取得する場合)」に限り、平成 30（2018）年度に入学した学生から適用する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。但し、令和 3 年度以前に入学した学生については従前の例による。

表Ⅰ 入学検定料、入学金及び学費の額

1. 入学検定料 35,000 円

(なお、出願方法等に応じた入学検定料の額は、別途、募集要項で定める)

2. 入学金 社会福祉学部 200,000 円

看護学部 200,000 円

教育学部 200,000 円

3. 学 費

(単位円)

学部		1 年次		2 年次	3 年次	4 年次
社会福祉学部	年額	(含入学金)	1,210,000	1,010,000	1,010,000	1,010,000
	前期	授業料	390,000	390,000	390,000	390,000
		教育充実費	115,000	115,000	115,000	115,000
	後期	授業料	390,000	390,000	390,000	390,000
		教育充実費	115,000	115,000	115,000	115,000
	看護学部	年額	(含入学金)	1,750,000	1,550,000	1,550,000
前期		授業料	442,500	442,500	442,500	442,500
		教育充実費	332,500	332,500	332,500	332,500
後期		授業料	442,500	442,500	442,500	442,500
		教育充実費	332,500	332,500	332,500	332,500
教育学部 児童教育学科		年額	(含入学金)	1,250,000	1,050,000	1,050,000
	前期	授業料	425,000	425,000	425,000	425,000
		教育充実費	100,000	100,000	100,000	100,000
	後期	授業料	425,000	425,000	425,000	425,000
		教育充実費	100,000	100,000	100,000	100,000
	教育学部 保健教育学科	年額	(含入学金)	1,330,000	1,130,000	1,130,000
前期		授業料	435,000	435,000	435,000	435,000
		教育充実費	130,000	130,000	130,000	130,000
後期		授業料	435,000	435,000	435,000	435,000
		教育充実費	130,000	130,000	130,000	130,000

表Ⅱ 研究生・科目等履修生・聴講生の入学金、検定料及び学費の額

(単位円)

対 象	入 学 金	検 定 料	授 業 料 等 学 費
研 究 生	-	35,000	400,000(年間)
			200,000(半期)
科 目 等 履 修 生	10,000	5,000	12,000【講義科目】
			(1 単位につき)
聴 講 生	10,000	5,000	10,000【講義科目】
			(1 単位につき)

表Ⅲ 課程等の履修費の額

(単位円)

区 分		金 額	備 考
課程等の履修費	精神保健福祉士	80,000	左記には、各資格・免許を取得する前提で、所定の科目を体系的に履修する場合の実習・実験及び各資格免許に係る資格科目の科目単位の受講料を含む
	教員免許（養護教諭）	60,000	
	教員免許（小）	40,000	
	教員免許（幼）	40,000	
	保育士	60,000	
	教員免許（「中・高（保健体育）」・「養護教諭」の両免許を取得する場合）	60,000	
	保健師	60,000	
	助産師	200,000	

(なお、上記以外の資格に係る課程料は、別途定める。)